

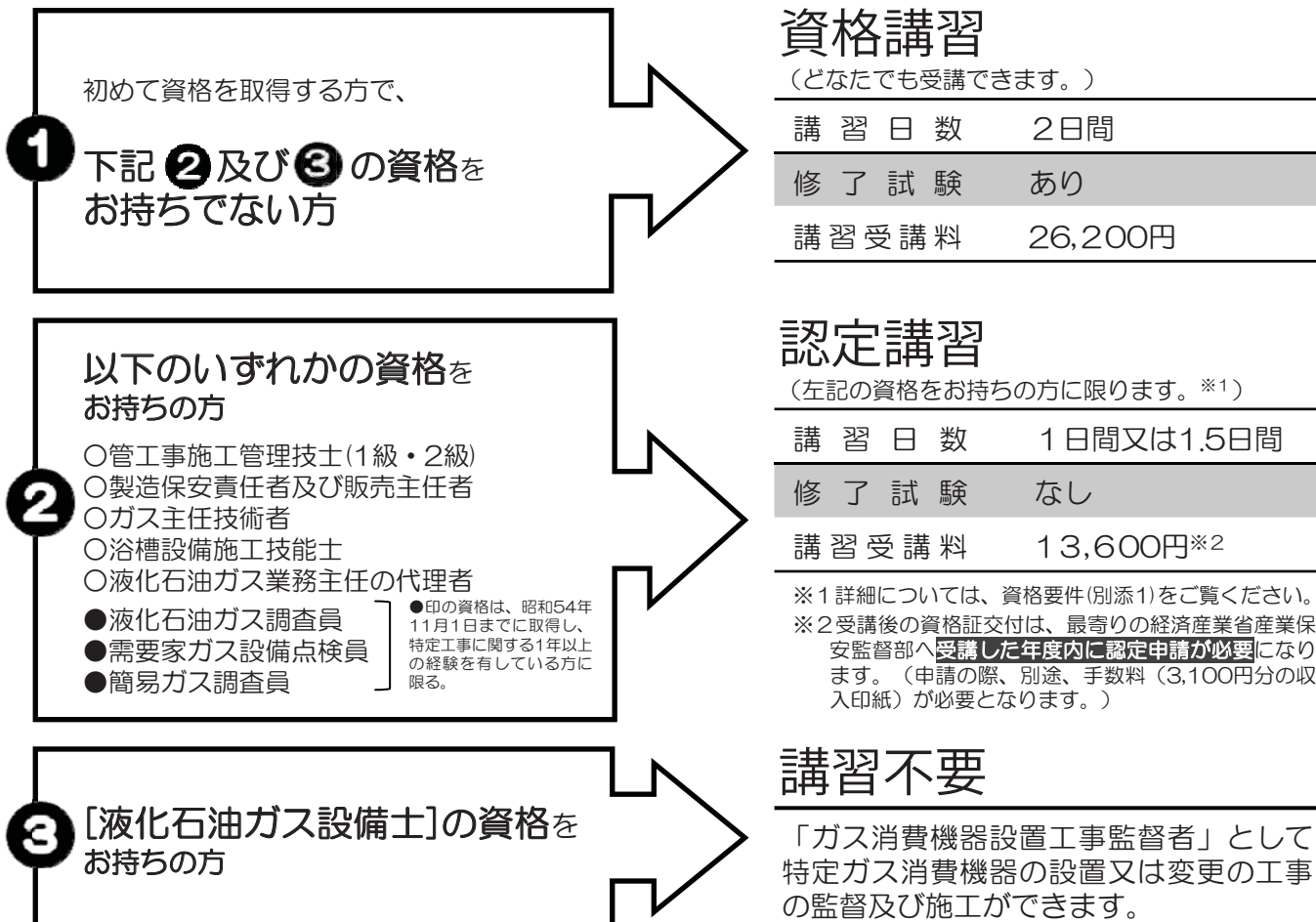
# ガス消費機器設置工事監督者講習のご案内


(経済産業大臣指定講習機関) 一般財団法人 日本ガス機器検査協会 (JIA)

## ●特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

ガス湯沸器又はガスふろがまを屋内に設置する場合及びその変更の工事を行う場合は、「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」(以下「特監法」という。)により、監督者の資格を有する者が実地に監督するか若しくは自ら施工しなければなりません。

この特監法に基づく監督者の資格は、当機構が実施する「資格講習」又は「認定講習」を受講することにより取得することができます。



 ご自分が ①②③ のいずれに該当するか、お間違えのないようご注意ください。

## ●講習申込書の請求

- ◎ 講習開催予定表 (JIAホームページに掲載) により、ご希望の開催日及び開催地を選び、「ガス消費機器設置工事監督者講習申込書請求書 (別添2)」を下記あてにFAX又は郵送により送付し、講習申込書の請求をしてください。
- ◎ 認定講習の受講を希望される方で、認定講習の開催日でご都合が悪い方は、資格講習において必要な科目を受講することができます。この場合、講習は1日目が午後、2日目が全日 (修了試験を除く) の1.5日間になります。(受講料は、認定講習受講料の13,600円です。)
- ◎ 講習申込書の発送は、講習実施日の約2ヶ月前にご指定の送付先に郵送します。

## ●講習申込書の請求先

一般財団法人 日本ガス機器検査協会 教育講習部

(指定資格・認定・再講習機関)

TEL 03-3960-7841 FAX 03-3960-7886

〒174-0051 東京都板橋区小豆沢4-1-10

(別添 1)

# 認定講習受講資格要件

( 認定講習で受講できる資格内容 )

「ガス消費機器設置工事監督者」の講習を受講される方で、以下に示す1～8の資格を保有されている場合は、「認定講習」を受講できます。下記の資格をあなたが取得している場合は、必ずその資格を有していることを証明する書類（資格証等）の写しを受講申込書と一緒に受講申込返信封筒に同封して送ってください。

また、5～8の資格をお持ちの方は、「資格を証明する書類（写し）」の他に、「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

	資格	資格内容	資格を証明する書類(写し)	実務経験証明書
1	管工事施工管理技士 (1級・2級)	建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づき行われる技術検定であって、その種目が管工事施工管理であるものに合格していること。	○	—
2	製造保安責任者(化学) 及び販売主任者(第2種)	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第27条の2第3項の製造保安責任者免状（甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状に限る。）又は同法第28条第1項の販売主任者免状（第2種販売主任者免状に限る。）の交付を受けていること。	○	—
3	ガス主任技術者	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第32条第1項のガス主任技術者免状の交付を受けていること。	○	—
4	浴槽設備施工技能士	職業能力開発促進法（職業訓練法）（昭和44年法律第64号）第62条第1項の規定に基づき行われる技術検定であって、その職種が浴槽設備施工であるものに合格していること。	○	—
5	液化石油ガス業務主任 の代理者	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）第25条第3項に定める条件に適合していること。	○	○ 販売の経験 (6か月以上)
6	液化石油ガス調査員	昭和54年11月1日までに液化石油ガス法施行規則第37条第3号に基づき、経済産業大臣又は都道府県知事により液化石油ガスの災害の発生防止に関し相当の知識を有すると認められ、かつ、特定工事に関する1年以上の経験を有していること。	○	○
7	需要家ガス設備点検員	昭和54年11月1日までに社団法人日本ガス協会（平成23年4月、法人格移行により「一般社団法人」に変更）が行う需要家ガス設備点検員資格認定制度に基づく認定を受け、かつ、特定工事に関する1年以上の経験を有していること。	○	○
8	簡易ガス調査員	昭和54年11月1日までに社団法人日本簡易ガス協会（平成23年4月より「一般社団法人日本コミュニティーガス協会」に名称変更）が行う調査員認定講習の過程を修了し、かつ、特定工事に関する1年以上の経験を有していること。	○	○

## 資格者になるためには・・・

「認定講習」を受講されただけでは資格者にはなれません。別途、「資格証」の交付手続き（認定申請）が必要となります。認定講習の受講後、「認定講習修了証（受講証明書）」が発行されますので、申請書と共に最寄りの経済産業省産業保安監督部へ提出して「認定申請」を行ってください。手続きの詳細は、認定講習を受講された際、会場事務局から説明がございます。

なお、「認定申請」は、「認定講習修了証」に記載された有効期限内（認定講習を受講された年度内）に限られております。有効期限を過ぎますと、認定修了証は「無効」となり、再度、認定講習の受講が必要となりますので、受講後は、速やかに手続きを行うようにしてください。

## ●問い合わせ先

一般財団法人日本ガス機器検査協会 教育講習部  
(指定資格・認定・再講習機関)

TEL 03-3960-7841 FAX 03-3960-7886

(別添2)《この用紙は申込書ではありません》

## ガス消費機器設置工事監督者資格・認定講習申込書請求書

必要事項をご記入の上、FAX(03-3960-7886)にて返信してください。  
折り返し、受講申込書一式を各講習日の約2か月前から郵送開始いたします。

資格講習をご希望される方(□に☑を付けてください。)

受講希望日 (資格講習2日間)	年 月 日～ 月 日		
希望開催地		受講者数	名
受講希望者氏名			

認定講習をご希望される方(□に☑を付けてください。)

(詳細は、別紙「認定講習受講資格要件」をご参照ください。)

<input type="checkbox"/> 管工事施工管理技士(1級・2級)	<input type="checkbox"/> 製造保安責任者(化学)及び販売主任者(第2種)		
<input type="checkbox"/> ガス主任技術者	<input type="checkbox"/> 浴槽設備施工技能士		
<input type="checkbox"/> 液化石油ガス業務主任の代理者			
(以下3つの資格は、昭和54年11月1日までの取得者であり、特定工事に関する1年以上の経験を有している方が対象です。)			
<input type="checkbox"/> 液化石油ガス調査員	<input type="checkbox"/> 需要家ガス設備点検員		
<input type="checkbox"/> 簡易ガス調査員			
受講希望日 (認定講習1日間)	年 月 日		
受講希望日 (資格講習日程内で認定講習1.5日間)	年 月 日～ 月 日		
希望開催地		受講者数	名
受講希望者氏名			

### ◆申込書送付先

ご住所	〒 _____
会社名	_____
(フリガナ) ご担当者名	_____
TEL	_____
FAX	_____

### ●お申込み窓口・問い合わせ先

一般財団法人 日本ガス機器検査協会 教育講習部

(指定資格・認定・再講習機関)

TEL 03-3960-7841 FAX 03-3960-7886

※ご注意

本書類は、申込書の取り寄せ請求用紙であり、講習受講の申し込みではございませんのでご注意ください。

本請求書にて、ご請求いただければ、ご指定の住所に受講申込書をお送りしますので、後日、お手元に届きます受講申込書にて受講の申し込みをお願い致します。